

社会福祉法人三重県社会福祉協議会  
介護分野就職支援金貸付事業実施要綱

## 第1 事業の目的

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下、「就職支援金」という。）の貸し付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。

## 第2 実施主体

本事業は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

## 第3 貸付対象者、貸付額及び貸付回数

貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

1 貸付対象者は、三重県内に住民登録をしている者又は他業種で働いていた方等で三重県内に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者、若しくは就労を予定している者であって、次の（1）から（3）までの基準の全てを満たす者とする。

（1）介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者（「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）（以下、「事務次官通知」という。）の第6における「離職した介護人材の再就職準備金事業」及び第7における「障害福祉分野就職支援金貸付事業」により貸し付けを受けたことがある者を除く。）

なお、当該研修は県社協が定めたものとする。

（2）居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ）若しくは、第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所に介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。

（3）研修を修了し介護職員等として就労するまでの間に、県社協が定める介護分野就職支援金利用計画書（以下単に「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者。

2 貸付額は、介護職員等として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、200,000円を上限とする。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具を入れる鞆等の被服費

- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、県社協会長（以下「会長」という。）が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

#### 第4 貸付申請

- 1 本事業の貸し付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県社協が定める申請書類を所定の期日までに提出しなければならない。
  - (1) 介護分野就職支援金貸付申請書（第1号様式）
  - (2) 介護分野就職支援金就職（内定・決定）証明書（第2号様式）
  - (3) 介護分野就職支援金利用計画書（第3号様式）
  - (4) 誓約書（第4号様式）
  - (5) 個人情報の取扱いに関する同意書（第5号様式）
  - (6) 研修の修了証書の写し
  - (7) 個人番号及び住民票コードを省略した世帯全員の住民票
  - (8) その他会長が定める必要とする書類

#### 第5 連帯保証人

- 1 申請者は連帯保証人を立てなければならない。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営み、返還の債務を負担することができる資力を有する個人または健全な財務体質を有する法人で、かつ、原則として県内に住所を有する者でなければならない。なお、個人が連帯保証人となる場合、申請者が未成年であれば、その者の法定代理人でなければならない。
- 3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 法人が連帯保証人となる場合は、法人の登記事項証明書、印鑑証明書、直近の決算書及び連帯保証確認書を添付した連帯保証人引受承諾書（第24号様式）の提出を要する。

#### 第6 貸付の適否の決定等

- 1 会長は、申請書を受理したときは貸付の要件を満たしているかを精査し、貸付の適否を決定するものとする。
- 2 会長は、上記の選考結果により本資金の貸付の適否を決定したときは、速やかに貸付決定通知書（第6号様式）又は貸付不承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

## 第7 借用書の提出

- 1 本事業の貸付を決定された者（以下「借受人」という。）が第6の2により貸付決定通知書を受け取ったときは、借用書（第8号様式）を県社協に提出しなければならない。
- 2 借用書の提出にあたっては、借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付するものとする。

## 第8 貸付方法及び利子

- 1 本事業による貸付金は、一括で貸付するものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

## 第9 貸付の辞退

借受人は、本事業の貸付決定を辞退しようとするときは、貸付辞退届（第9号様式）を県社協に提出しなければならない。

## 第10 貸付の取り消し

- 1 借受人は、次の（1）から（5）のいずれかに該当する事情が生じた場合には、その旨を直ちに県社協に届け出なければならない。
  - （1）就業先を自主退職したとき。
  - （2）心身の故障のため就業を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
  - （3）死亡したとき。（借受人が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する者又は連帯保証人が返還免除申請書に死亡の事実を証明する書類を添えて届け出るものとする。以下同じ）
  - （4）虚偽その他不正の方法により本事業資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
  - （5）その他、本事業資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 会長は、借受人からの届け出等により1の（1）から（5）のいずれかの状態であると確認ができた場合は、本事業の貸付を取り消し、貸付取消通知書（第10号様式）により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

## 第11 返還の債務の当然免除

借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 第3の1の（2）の介護職員等として就労した日から、三重県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により借受人の意思によらず、三重県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった期間が生じた場合

は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- 2 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

#### 第12 当然免除申請及び承認決定通知等

- 1 借受人は、第11の返還の債務の当然免除を受けようとするときは、返還免除申請書（第11号様式）に、次の（1）から（3）のいずれかに該当するその事実を証明する書類を添えて、県社協に提出しなければならない。
  - （1）業務従事期間証明書（第20号様式）  
業務従事先が複数ある場合は、それぞれの雇用先につき1枚
  - （2）医師の診断書
  - （3）その他、免除の申請に必要な書類
- 2 会長は、1の申請による事実が確認され、本事業資金の返還すべき債務の履行を免除することが適当であると認めたときは、返還免除承認通知書（第22号様式）により、当該免除することが適当ではないと認めたときは、返還免除不承認通知書（第23号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

#### 第13 返還の債務の裁量免除

会長は、借受人が次の1から4のいずれかに該当していることが確認できたときは、当該貸付に係る返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）を1から4に定める範囲内において免除できるものとする。

裁量免除の額は、三重県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

- 1 死亡したとき。  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。  
返還の債務の額の全部又は一部
- 3 心身の故障により貸付けを受けた貸付金を返還することができなくなったとき。  
返還の債務の額の全部又は一部
- 4 三重県内において180日以上、介護職員等の業務に従事したとき。  
返還の債務の額の全部又は一部

#### 第14 裁量免除申請及び承認決定等

- 1 借受人は、第13の返還の債務の裁量免除を受けようとするときは、返還裁量免除申請書

(第12号様式)に、次の(1)から(3)のいずれかに該当するその事実を証明する書類を添えて、県社協に提出しなければならない。但し、借受人が申請できない状況にあるときは、法定代理人が行うものとする。

(1) 業務従事期間証明書(第20号様式)

業務従事先が複数ある場合は、それぞれの雇用先につき1枚

(2) 医師の診断書

(3) その他、免除の申請に必要な書類

2 会長は、1の申請による事実が確認され、本事業資金の返還すべき債務の履行を免除することが適当であると認めたときは、返還免除承認通知書(第22号様式)により、当該免除することが適当ではないと認めたときは、返還免除不承認通知書(第23号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

## 第15 返還

借受人が、次の1から3のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、その事由が生じた日の属する月の翌月から、会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

1 貸付が取り消されたとき。

2 三重県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。

3 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

## 第16 返還明細書

本事業の返還をしなければならない借受人(返還すべき債務の履行の猶予を受けている者を除く。)は、返還明細書(第13号様式)を県社協に提出しなければならない。

## 第17 返還の債務の履行猶予

会長は、借受人が次の1から2のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

1 三重県内において介護職員等の業務に従事しているとき。

2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

## 第18 返還猶予申請及び承認決定等

1 借受人は、第17の返還の債務の履行猶予を受けようとするときは、返還猶予申請書(第14号様式)に次の(1)及び(3)に該当するその事実を証明する書類を添えて、県社協に提出しなければならない。

(1) 業務従事届(第15号様式)

- (2) 就職の内定・決定がわかる書類（雇用先等が発行する証明書等）
  - (3) その他、猶予の申請に必要な書類
- 2 会長は、1の申請による事実が確認され、本事業資金の返還すべき債務の履行を猶予することが適当であると認めるときは、返還猶予承認通知書（第16号様式）により、当該猶予することが適当ではないと認めるときは、返還猶予不承認通知書（第17号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

#### 第19 延滞利子

- 1 借受人は、正当な理由がなく履行期限までに本事業資金を返還しなかったときは、当該履行期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき貸付金の額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。
- 2 1の延滞利子に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

#### 第20 期間の計算方法

- 1 本事業の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる従事期間の計算は、指定業務等に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。
- 2 ホームヘルパー等の業務に従事した期間を計算する場合には、ホームヘルパー等として市町等に継続して登録せず、又は15日以上介護等の業務に従事しなかった月については、返還免除対象業務に従事した期間には算入しないものとする。この場合において、同一の期間に2つ以上の市町等において業務に従事したときは当該期間を1つの期間として計算し、通算しないものとする。
- 3 1の規定により指定業務等に従事した期間を計算する場合は、当該期間中に休職又は停職の期間がある時は、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した日の属する月において再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を一月として計算するものとする。
- 4 年数に関することは、別表に定める方法に基づいて算定する。

#### 第21 その他の届出

- 1 借受人は、次の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、10日以内にそれぞれに掲げる届出を県社協に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は住所を変更したとき。(住所・氏名変更届(連帯保証人を含む)第18号様式)
  - (2) 心身の故障等により休職したとき(診断書等)
  - (3) 勤務先を変更した場合

(業務従事期間証明書(第20号様式)及び業務従事先変更・退職届(第21号様式))

(4) 勤務先を退職した場合

(業務従事期間証明書(第20号様式)、返還明細書(第13号様式))

(5) 連帯保証人が住所・氏名等を変更したとき、若しくは連帯保証人の責務を全うできない状態となったとき。(住所・氏名変更届(連帯保証人を含む)第18号様式)

2 借受人は、返還猶予期間中は、毎年1回4月に勤務状況・在学状況届(第19号様式)を県社協に提出しなければならない。

## 第22 借受人及び連帯保証人の責務

借受人及び連帯保証人は、会長から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき、各種証明書類の提出又は報告の提出を求められたときは、回答又は提出及び報告を行わなければならない。

## 第23 雑則

この要綱に定めるもののほか、本事業の資金の貸付に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

第1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 年数の考え方

2年	在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上
----	--

※有給休暇・生理休暇・産前産後休暇については在職期間に算定し、業務に従事した期間には算定しないものとする。

それ以外の休暇・休業等については、在職期間・業務に従事した期間のいずれにも算定しないものとする。